2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成31・32・33年度又は令和１・２・３年度全省庁統一資格「役務の提供等」において、「A」の等級に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。
⑷　借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　東北農政局長から、東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月１日付け26北総第437号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３―３―１　東北農政局総務部会計課調達第２係　松坂　幸広　電話022―263―1111　内線4408
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所、津軽土地改良建設事務所、北上土地改良調査管理事務所、西奥羽土地改良調査管理事務所、阿武隈土地改良調査管理事務所、土地改良技術事務所、和賀中央農業水利事業所、岩手山麓農業水利事業所、平鹿平野農業水利事業所、旭川農業水利事業所及び会津南部農業水利事業所にて無料で交付する（行政機関の休日を除く。）。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和元年８月20日午前11時　仙台合同庁舎Ａ棟　東北農政局７階第１入札室
⑷　証明書類等の提出期限　令和元年９月６日正午までに入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を、電子調達システム又は持参若しくは郵送（書留郵便にて必着のこと。）すること。
⑸　入札書の受領期限及び提出場所　令和元年９月19日午後１時30分　電子調達システム又は持参若しくは郵送（書留郵便にて必着のこと。）すること。（郵便による入札書の受領期限については、令和元年９月18日午後５時　上記３の⑴宛て）
⑹　開札の日時及び場所　令和元年９月19日午後２時　仙台合同庁舎Ａ棟東北農政局７階第１入札室
4　電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとするが、紙による入札書の提出も可とする。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を上記３の⑷の期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し、説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuhiro Kawai, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be leased and maintained : personal computer 398 sets
⑷　Lease period : From 1 January, 2020 through 31 December, 2023
⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have the Grade “A” in terms of qualification “Provision of services” at Tohoku area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020 and 2021.
④　prove to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the procured products.
⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑹　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 30 P.M., 19 September 2019, in case of submission by document : 1 : 30 P.M., 19 September 2019, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 18 September 2019
⑺　Contact point for the notice : Matsuzaka Yukihiro, Second Procurement Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aobaku Sendai city Miyagi prefecture 980―0014 Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4408

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年７月10日
支出負担行為担当官
特許庁総務部会計課長　岩木権次郎
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　調達件名及び数量
データウェアハウスサーバ一式の更改に係るハードウェア等賃貸借及び保守等業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　契約期間　契約期間は、契約締結日から令和６年３月31日までとする。ただし、賃貸借期間は令和３年１月１日から令和５年12月31日までとし、撤去作業は令和６年３月31日までに行うこととする。
なお、支出負担行為担当官は、法令及び予算の範囲内で、これらを変更することがあり得る。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、本件に関する総価を記載すること。なお、本件については入札に併せて機能証明書等を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下『予決令』という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。